

# 人権だより

NO.73

平成30年5月発行

岐阜県環境生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター  
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（県庁6F）

☎058-272-1111（内線2443） 直通058-272-8250

## あなたの恋愛対象は？（性は多様です）

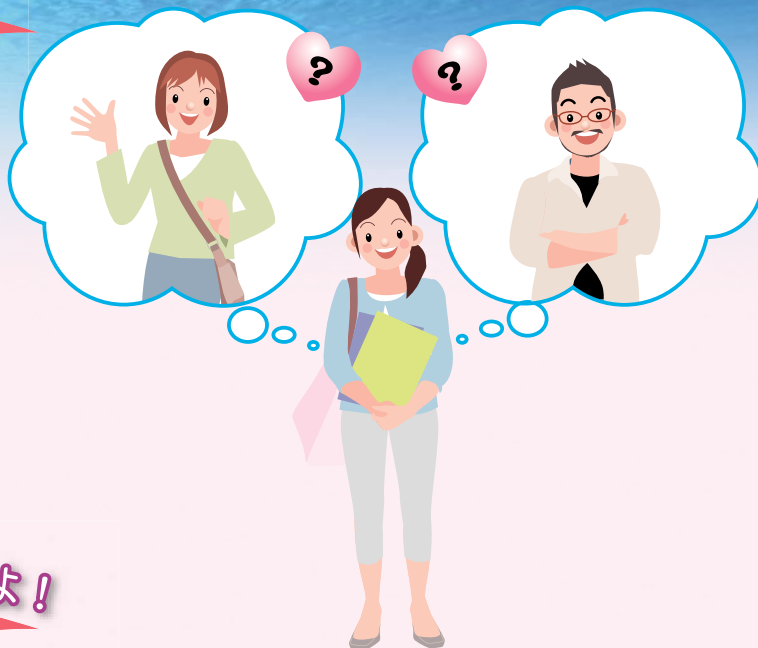
### この人の恋愛対象はどっち？

真ん中の人の恋愛対象は、左か右の人どちらだと思いますか？

あなたは「この人は女性だから、右の人（男性）だろう。」と思われたのではないのでしょうか。

私たちは、「女性が男性を」「男性が女性を」好きになるのが当然と思っているからです。

しかし、同性を好きになる人もいるし、“どの性別の人を好きになるのかは、人それぞれ違う”のです。



### 同性同士の結婚だってあるんですよ！

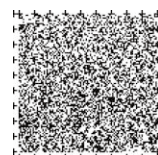
世界の主要先進国（アメリカ、カナダ等）では、同性カップルの結婚（＝同性婚）を法的に認めていますが、日本では、同性婚を法的に認めていないため、同性カップルは子育て、福利厚生等様々な困難に直面しています。

しかし、同性カップルのパートナーシップ制度を開始し、「パートナーシップ証明書」を同性カップルに発行するといった自治体もあり、新しい社会の姿を示す取り組みが拡がりつつあります。

### 誰もが「自分らしく」生きられる社会へ

このように、女性だから男性が好きと明確に線引きできるものではなく、あいまいさを持っているのです。

一人ひとりが性の多様性について理解することで、誰もが「自分らしく」生きられる寛容な社会になっていくのではないのでしょうか。



## 平成30年度 啓発活動重点目標

### みんなで築こう 人権の世紀

～ 考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心 ～

#### 平成30年度啓発活動強調事項

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別等の同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- (9) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (11) インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- (12) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (13) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (14) 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- (15) 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

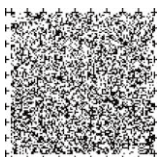
ネット上に気軽に写真を  
掲載していませんか？



車いすの方の入店拒否を  
していませんか？



家事は女性がするもの  
と思いませんか？



# 岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）を策定しました!

県では、平成15年3月に策定した「岐阜県人権施策推進指針」の第3次改定を行いました。県民の皆様におかれましても、地域や職場、家庭において、積極的な取り組みをお願いします。

## 指針改定の趣旨

私たちの周りでは、学校等におけるいじめ、性的指向及び性自認を理由とする偏見と差別、長時間労働と職場におけるハラスメント、インターネットの普及に伴う個人情報の流出や匿名性を悪用した書き込み等新たな人権問題が生じています。

国においては、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」が施行されました。

こうした社会情勢の変化に対応するため、現行の指針を継続・発展させ、県民の皆さまの御意見を反映し、平成30年度から5年間の新たな指針を策定しました。

## 基本的な考え方

### ○ 基本理念

「県民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現に向け、人権に関する総合的かつ効果的な取り組みを推進すること。

**一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して**

### 重点対策

「よく生き合う力」を育むことができる  
人権教育・人権啓発の推進

市町村の人権教育・人権啓発に  
関する施策の策定の促進

人権問題の早期発見、迅速な対応、  
持続的な取り組み、不断・普段の検証

### ○ 指針の位置づけ

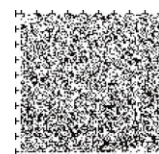
この指針は、本県の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにするものです。



指針の詳しい内容については、県のホームページで公開しています。

岐阜県人権施策推進指針

検索



# 知ってください！「障害者差別解消法」

障がいのあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、かけがいのないものです。

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」が施行されています。県では、県民誰もが安心して暮らせる社会（共生社会）づくりを進める共生社会実現施策に取り組んでいます。



## 「不当な差別的取扱い」の禁止

正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否・制限したり、障がいのない人にはつけない条件をつけたりすることを禁止しています。

たとえば、次のような取扱いが禁止されています。

- 障がいがあることを伝えられると、それを理由にレストランへの入店を断ったり、保護者や介助者が一緒でないと入店させない。
- 旅館で、お客さんから「人工呼吸器を使いたい」と申し出があったが、「過去にそういう対応をしたことがないので」と、宿泊を断った。
- 誰にでも受験資格のある試験だが、印刷した紙の問題用紙でしか試験を行わないため、視覚障がいのある人が受験できなかった。

国・地方公共団体等/  
民間事業者  
法的義務



【出典：内閣府「合理的配慮」を知っていますか？】

## 「合理的配慮」の不提供の禁止

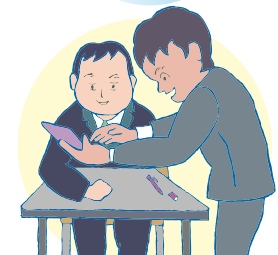
障がいのある方やその家族などから、配慮を求める意思表示があった時に、合理的な範囲で配慮を行うことが求められています※。

たとえば、次のような配慮が求められています。

- お客さんから読み書きが困難であると申し出があったため、絵や写真のカード、タブレット端末などを使って意思を伝えあった。
- テーマパークで、お客さんから「体温調節機能の障がいにより炎天下に長時間並ぶことが難しい」と申し出があったため、スタッフが順番を把握しておき、順番となるまでは室内で待機できるようにした。

※一定の設備や組織・人員等の環境のもとで、個別の求めやあらかじめの申出に応じて対応するものが合理的配慮の提供です。不特定多数向けに、設備や組織・人員等の確保など対応体制面の事前の改善措置を行うものは環境の整備となります。

国・地方公共団体等  
法的義務  
(民間事業者は努力義務)



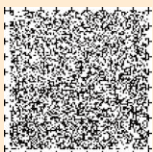
【出典：内閣府「合理的配慮」を知っていますか？】

### ■問い合わせ先／

健康福祉部障害福祉課

TEL 058-272-1111 (内線2687)

FAX 058-278-2643



## 全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所開設

毎年、6月1日は「人権擁護委員の日」です。

いじめ、体罰、部落差別、女性差別などの差別問題、家庭内（夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続等）近隣間のもめごと、悩みごとなど、身近なことで困っていることがあれば、人権擁護委員が相談に応じます。

相談は無料で、秘密は厳守しますので、どなたでもお気軽にご利用ください。

**相談日** 平成30年6月1日（金）

開設時間未定、なお、市町村によって開設日が異なる場合がありますので、お住まいの市町村役場へお尋ねください。

**場所** お住まいの市町村役場へお尋ねください。

**相談担当者** 岐阜県内の人権擁護委員

**問い合わせ先** 岐阜市金竜町5丁目13番地 **岐阜地方法務局人権擁護課** 又は  
**岐阜県人権擁護委員連合会事務局**  
(TEL 058-245-3181 (代))

## 生き合い講演会2018を開催します！

「元新聞記者から見た同和問題・えせ同和」、「生きるヒントになる心温まる話」をテーマとした「生き合い講演会2018」を開催します。

**日時** 平成30年5月28日（月）13:30～16:20（13時開場）

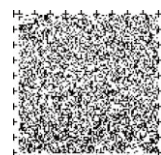
**場所** 羽島市 不二羽島文化センター **みのぎくホール**

**講師** 講演1：**臼井 敏男氏**（中央大学兼任講師 元朝日新聞論説委員）  
講演2：**藤田 敬一氏**（岐阜県人権懇話会会長 元岐阜大学教授）

**演題** 講演1：「**部落差別をこえて～取材ノートから**」  
講演2：「**『同和』・人権・人間一わたしが歩んできた道**」

**定員** **380名**（事前申し込み・先着順）

**申込及び問合せ先** **岐阜県環境生活部人権施策推進課**  
電話：**058-272-8250** メール：[c11227@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11227@pref.gifu.lg.jp)



## 平成30年度実施予定啓発事業

## ～岐阜市人権啓発センターからのお知らせ～

- ◎小中学生「人権に関する作文」 6月1日（金）～9月上旬  
 の作品募集 対象：岐阜市内の小学校（4年生以上）、中学校、特別支援学校（小学4年生以上・中部部）  
 に在籍する児童および生徒

## ◎人権学習講座（3回シリーズを2会場）

日付・場所 ※各日14：00～開始	テーマ／講師
6月19日（火）ぎふメディアコスモス 6月22日（金）黒野会館	私が入権学習で学んできたこと 橋本雅康（黒野共栄館館長）
6月27日（水）ぎふメディアコスモス6月 29日（金）東部コミュニティセンター	世界遺産も、人権も 平井花画（岐阜県ユネスコ協会会長）
7月3日（火）ぎふメディアコスモス 7月5日（木）長森コミュニティセンター	老いは誰にもやってくる ～健康寿命をのばすために、今から考えておくこと～ 藤原富子（医療法人 和光会 常務理事、市講師）

- ◎夏休み子ども人権パネル展 8月29日（水）～31日（金） ぎふメディアコスモス（ドキドキテラス）

- ◎岐阜市人権尊重推進強調月間 11月11日～12月10日

- ◎2018人権の広場 講演：テーマ：未定 講師：薮本雅子（元日本テレビアナウンサー、報道局記者）  
11月25日（日）岐阜市文化センター 13：30～

- ◎人権パネル展 12月6日（木）～12日（水）ぎふメディアコスモス（ドキドキテラス）

啓発事業の詳細内容・応募方法等については、以下までお問い合わせください。

岐阜市市民参画部 人権啓発センター TEL：058-214-6119（直通） FAX：058-265-1020（直通）

ホームページ   <http://www.city.gifu.lg.jp/3027.htm>

## ～可児市人権啓発センターからのお知らせ～

- ◎「ぬくもり標語・  
300字小説の募集」 ○募集：7月～9月 ○対象：可児市在住の小中高校生・一般  
※入賞者には図書カード・表彰状・作品集等を贈呈 ○応募者全員に粗品贈呈

- ◎「人権本巡回制度」 ○可児市内11小学校・2コース ○対象：児童、約60冊/コース  
○1カ月毎の巡回 ○人権マンガ付読書しおり（読書カード）進呈

- ◎子ども「ぬくもり教室」 個性を大切にしたい絆や友情を企画・演出。  
（小学校）

啓発事業の詳細内容・応募方法等については、以下までお問い合わせください。

可児市人権啓発センター TEL・FAX：0574-63-7990

ホームページ   <http://www.kani-nukumorinet.jp/>

## 音声コードって？

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。

目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

